

大仙市の生活排水処理について

1. 下水道整備区域の見直しについて

1) 大仙市における下水道整備の現状と課題

大仙市の下水道は、効率的に整備するため、人口密集地を優先して整備を進めてきており、76.9%(H23末、人口ベース)が完了しております。しかし、現在、策定されている下水道全体計画区域を全て下水道で整備することは、更なる人口減少や市の財政事情等から事業が長期化し、市民の水洗化ニーズに応じていくことが難しくなっています。

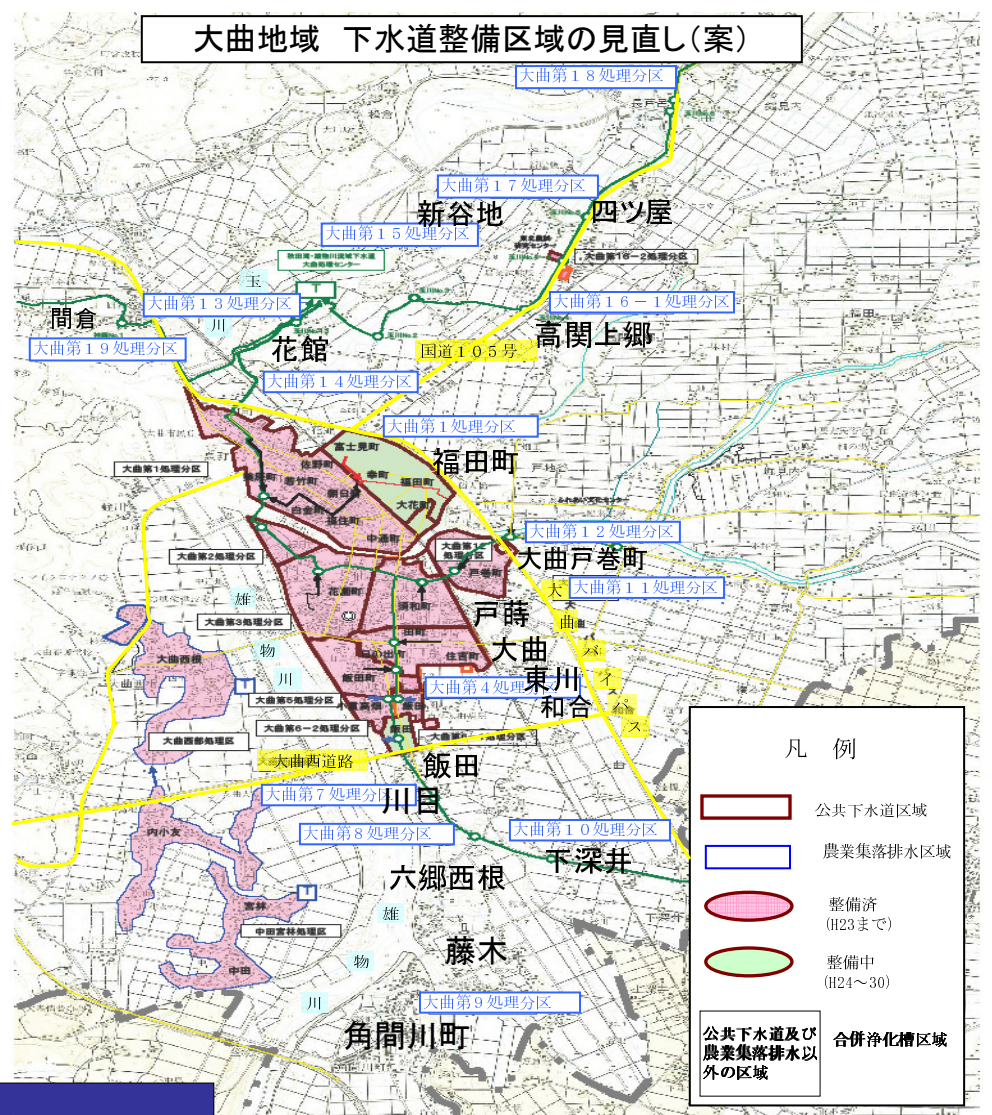
2) 下水道整備区域の見直し方針

見直しに当たっては、全市の下水道整備区域のうち未着手地域について、合併浄化槽補助事業による処理区域に見直しして、生活排水の早期処理を図ります。

3) 大曲地域の見直し(案)

上記の見直し方針により、四ツ屋、高関上郷、新谷地、花館、福田町、大曲戸巻町、戸蔭、大曲、東川、和合、川目、飯田、藤木、下深井、六郷西根及び角間川町の下水道整備区域のうち未着手地域を合併浄化槽補助事業区域に見直しして、この区域の早期水洗化を目指します。(右図)

大仙市における下水道整備区域の見直しをするにあたり、現在、見直し対象区域にお住まいの方々に対して、公共下水道と浄化槽の整備に係わる基本的な考え方をお示しし、計画策定の参考といたします。



2. 生活排水処理の整備手法と住民負担 について

公共下水道

1) 整備手法

- 下水道計画区域においては、事業認可を取得し、順次整備を進めています。(下水道認可区域は浄化槽の補助対象となりません。)

2) 住民負担

- 下水道の整備時に受益者負担金を負担していただきます。
- 月々に下水道使用料金(約40,000~80,000円/年)を納めていただきます。
- 宅内排水設備につきましては、個人の負担で施工していただきます。(約60万円~100万円)

浄化槽

1) 整備手法

- 個人設置型の浄化槽となります。(設置とその後の維持管理については、個人が行います。)

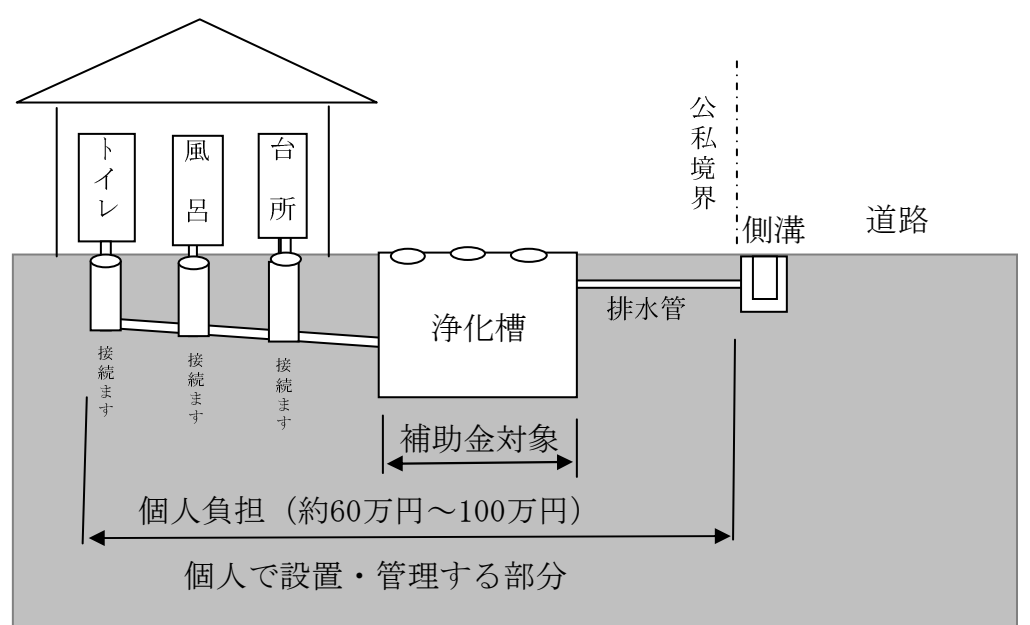
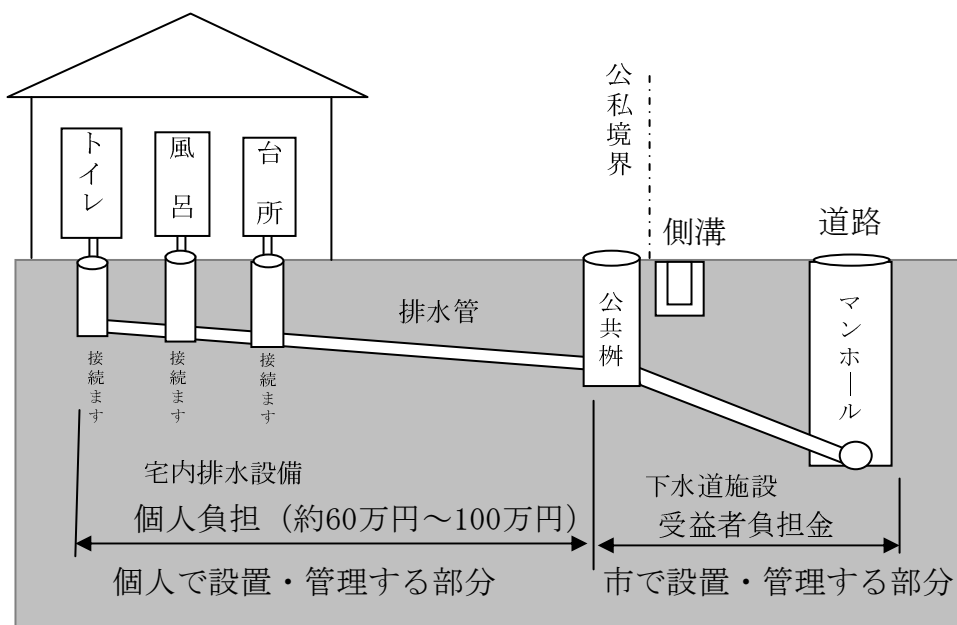
2) 住民負担

- 浄化槽設置費用は個人負担となり、市から補助があります。

補助金額: 5人槽 411,000円、7人槽 514,000円
(補助金分を控除した個人負担は、約60万円~100万円となります)

※ 浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽処理区域となっている区域及び下水道整備区域から浄化槽区域へ見直しする区域には、上記補助額に更に上乗せ補助を行うことを検討します。

- 維持管理費 (法定検査・保守点検・清掃費・電気料 約40,000~80,000円/年)は、個人負担となります。



※個人負担費用は、敷地の規模や既存の配管状況または土地の形状によって異なるため一概に特定することはできません。

【語句説明】

受益者負担金: 道路などの公共施設と違い、下水道を整備することにより利益を受ける者が確定されるため、整備費の一部を負担していただく制度です。工事完了後、翌年度から3年にかけて納付していただきます。(所有する土地の面積に1㎡当たり430円を乗じて計算されます。)

使用料金: 毎月、下水道に流した汚水の量に応じて、下水道使用料金を納めていただきます。水道水を使用している場合は、使用水量を汚水量とします。定額制(人員割)の場合は、世帯人員数により使用料金が定められます。

【今後の予定】

下水道整備区域の見直しについては、意向調査を行い、最終的となりまとめを行います。

【お問い合わせ】

大仙市 上下水道部 下水道課
TEL 0187-63-1111 (代) 内線282・292

